

広島県告示第二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によって、次の区域を港湾隣接地域として指定する。

平成二十八年一月二十五日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

広島港

坂南地区

一 区域

基点一から基点二七までの各点を順次結んだ線によって囲まれた線並びに最大高潮時の水際線によって囲まれた区域

二 点の位置（基点の表示角度は真北による）

基準点 広島県安芸郡坂町嶽二九〇番の五の国土地理院三等三角点「岳」（北緯三四度一九分一五秒三七〇六、東経一三二度三〇分四五秒六八八〇）

- | | | |
|------|---------------------|---------------|
| 基点一 | 基準点から二九〇度一〇分〇九秒の方向 | 一一・三〇・九メートルの点 |
| 基点二 | 基点一から一三七度二四分五七秒の方向 | 三二・八メートルの点 |
| 基点三 | 基点二から二二七度四二分〇八秒の方向 | 九二・七メートルの点 |
| 基点四 | 基点三から二二五度二〇分四八秒の方向 | 五〇・六メートルの点 |
| 基点五 | 基点四から二一九度〇九分一八秒の方向 | 一九・八メートルの点 |
| 基点六 | 基点五から二一三度三五分二九秒の方向 | 三〇・三メートルの点 |
| 基点七 | 基点六から二〇八度二六分四三秒の方向 | 二九・九メートルの点 |
| 基点八 | 基点七から二〇二度三三分一八秒の方向 | 三〇・〇メートルの点 |
| 基点九 | 基点八から一九八度二〇分四六秒の方向 | 三〇・二メートルの点 |
| 基点一〇 | 基点九から一九二度一二分二二秒の方向 | 一三〇・三メートルの点 |
| 基点一一 | 基点一〇から一八八度五三分二七秒の方向 | 三〇・一メートルの点 |
| 基点一二 | 基点一一から一九五度〇五分二六秒の方向 | 四九・七メートルの点 |
| 基点一三 | 基点一二から一九九度一八分三一秒の方向 | 二〇・八メートルの点 |
| 基点一四 | 基点一三から二〇三度一分〇八秒の方向 | 三九・八メートルの点 |
| 基点一五 | 基点一四から二〇七度三八分五六秒の方向 | 二五・一メートルの点 |
| 基点一六 | 基点一五から二一〇度三〇分五二秒の方向 | 二七・七メートルの点 |
| 基点一七 | 基点一六から二一二度一〇分一六秒の方向 | 一〇四・九メートルの点 |
| 基点一八 | 基点一七から二一四度一八分二四秒の方向 | 四六・七メートルの点 |
| 基点一九 | 基点一八から二一六度〇三分四〇秒の方向 | 五・一メートルの点 |
| 基点二〇 | 基点一九から二一一度三一分五二秒の方向 | 二〇二・五メートルの点 |
| 基点二一 | 基点二〇から二九九度五〇分三一秒の方向 | 六〇・〇メートルの点 |
| 基点二二 | 基点二一から一九二度一六分三五秒の方向 | 一九・八メートルの点 |

基点二三	基点二二から一八八度二九分三〇秒の方向	二三・二メートルの点
基点二四	基点二三から二四五度三九分一三秒の方向	四七・二メートルの点
基点二五	基点二四から二一一度〇七分二四秒の方向	三四・八メートルの点
基点二六	基点二五から二五二度三一分二〇秒の方向	六九・四メートルの点
基点二七	基点二六から三三三度四二分五七秒の方向	一七・八メートルの点